

基本方針

- 児童クラブの果たすべき役割を再確認し、子どもの最善の利益を守る
- 安全・安心な居場所の確保
- 児童クラブに望まれる体制の構築

方策

- 児童クラブで提供するサービスの平準化・統一化を図るための児童クラブの詳細な運営基準を定めた、富士市放課後児童クラブ運営基準に基づく運営
- 運営委員会に代わる新たな運営法人に児童クラブを一括して業務委託

一括運営の実施

見えてきた問題

【令和4年2月定例会以後】

- エリアマネージャーの退職(2人中1人)
- 法人への不満、意見の相違を理由とした支援員の退職(令和3年度:退職者8人)
- 法人本部と現場の児童クラブ支援員との間の、運営及び育成支援等に関する様々な認識の相違
- 運営を評価する体制
- 事業の実施者である市の一括運営への積極的な関与の不足(助言・指導等)

今後の対応

I 一括運営における個別課題の解決

一括運営の現状の調査・検証を通して把握した、個別の懸念事項(課題)を解決するための対策を講じる

II 目指す育成支援の提示と共有

子どもの権利条例の施行を踏まえ、児童クラブの役割や本市が目指す育成支援を提示し、共有する

育成支援とは「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」

「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ること【児童福祉法第6条の3】

II

「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に備え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開すること【厚生労働省 運営指針解説書より】

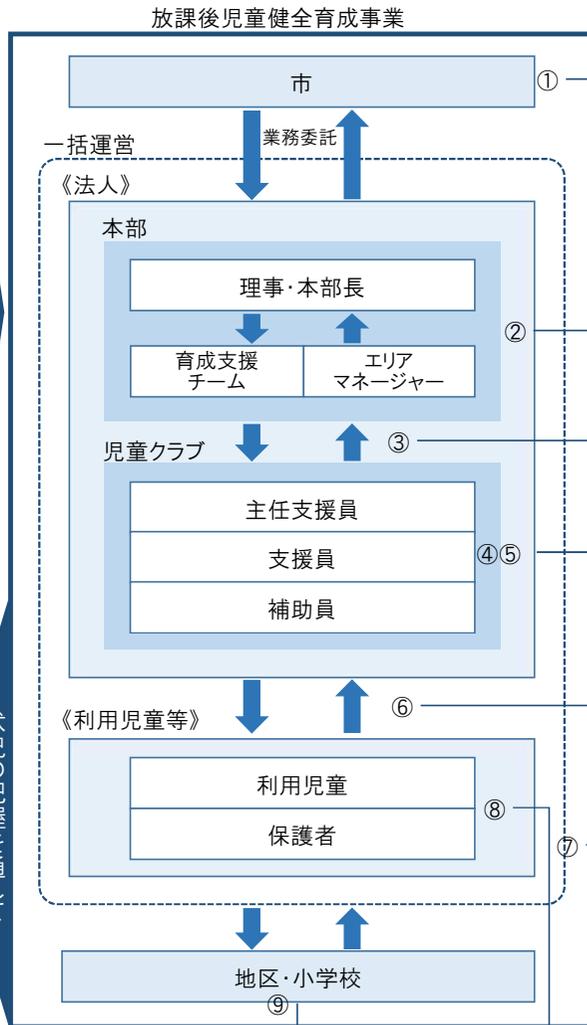
児童クラブの運営主体及び支援員、市民等に情報発信し、共有する

III 一括運営の実施体制の検討を開始

状況の調査・検証の必要性

状況の把握を通して

1. 状況の把握と今後の対応



① 市の役割

- ▶ 事業の実施者、業務の委託者として、運営全般にわたり法人本部との連絡調整を日常的に行っていた。
- ▶ 定期的に児童クラブを巡回し、支援員から意見聴取を行っていた。
- ▶ 巡回時等の支援員からの不安の声や質問等をしっかりと受け止め、解決に導こうとする姿勢・行動力が弱かった。
- ▶ 運営に係る問題を自ら積極的に把握・認識し、即時性をもって助言・指導できていなかった。

② 法人本部の体制・機能

- ▶ 育成支援チームを結成し、児童クラブを巡回していた。
- ▶ 代表理事に権限が一極集中していた。
- ▶ 法人本部は、理事を除き8人体制で業務を行っていたものの、業務分担に曖昧な点が見られた。
- ▶ 指揮命令や情報伝達系統が不明瞭であったこともあり、現場支援員の不安・不満に繋がっていた。
- ▶ 児童クラブから本部への相談や意見等に対して、適切かつ即時的に指示・対応できていないケースも見られた。

③ 本部と支援員の意思疎通・情報共有

- ▶ 月2回の主任支援員会議や、本部職員と自由に意見交換を行う「フリーコーヒー」の定期的な開催など、現場との意思疎通を図っていた。
- ▶ 代表理事やエリアマネージャーが児童クラブを巡回し情報伝達及び意見交換を行っている。
- ▶ 支援員等から寄せられた相談や意見等を受け止めて、対話を重ねる姿勢や説明責任を果たす姿勢に欠けていた点も見られた。

④ 支援員等の配置と処遇

- ▶ 富士市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則、富士市放課後児童クラブ運営基準を満たした人員配置ができていた。
- ▶ 一括運営への移行の際には本人の希望に応じた配置となるよう配慮するとともに、欠員が生じるような場合には、育成支援の質の担保に留意し、支援員の評価や能力に応じた人員配置に努めてきた。
- ▶ 運営基準におけるモデル賃金や運営法人の就業規則等に基づき、法人内で統一された体系のもとに支援員に賃金が支出されている。
- ▶ 令和3年度末に、一部の児童クラブで主任支援員を含む複数の退職者が出るなど、離職率が高い結果となった。
- ▶ 持続可能な運営を行うため、支援員の若返りを図る必要性がある一方で、ベテラン支援員の活用や融合、連携を図ることが望まれる。

⑤ 支援員等の業務内容と評価

- ▶ 主任支援員、支援員等の業務分担表を作成しているものの、細部については現場支援員と共有できていない点が見受けられた。
- ▶ 法人が作成した支援員等の人事評価シートを使用し、支援員等を対象として人事評価を実施しているが、実施手法や頻度、フィードバック、処遇への反映については被評価者である支援員等に十分説明し共有する必要があった。

⑥ 育成支援の平準化・質の向上

- ▶ 配慮が必要な児童への対応や安全管理についての質の向上を図るため、育成支援チームが各児童クラブを巡回していた。
- ▶ これまで各運営委員会において異なる運営方針のもとに定められていた支援員の職務内容や働き方などに加え、これまで培ってきた支援員の考え方や育成支援の取組等に関する様々なすり合わせ作業を重ねてきた。
- ▶ すり合わせに当たっては、児童クラブの歴史や支援員の意見等を聞きながら柔軟に対応し、決定した事項については十分な説明をもって共有を図る必要があった。
- ▶ 法人の理念は支援員にある程度浸透しているが、法人としての「育成支援」の考え方やあり方について、支援員等に発信・共有できていなかった。
- ▶ 各児童クラブの育成支援の基盤となるべき法人全体の育成支援計画が作成されていなかった。
- ▶ 安全管理や事故対応、感染症対策、防災に関する危機管理マニュアルをはじめ、各種業務マニュアルを整備していたものの、支援員への共有が十分に図られていなかった。
- ▶ 市及び法人においては、年間の研修計画を立てているものの、新型コロナウイルス感染症対策を講じる中で十分な研修が実施できていなかった。

⑦ 一括運営の評価体制

- ▶ 富士市放課後児童クラブ運営評価委員会による評価を実施しているが、現場の実態や意見等が反映されにくい状況となっていた。
- ▶ 法人においても年1回の自己評価を実施しているが、現場の実態や意見等が反映されていない。
- ▶ 実績報告に対する市による監査を年1回実施しているが、監査の目的等を明確にする必要があった。

⑧ 児童及び保護者の満足度の把握

- ▶ 法人アプリによる保護者向けのアンケート結果(R2年度、R3年度)は、満足度が高いものであった。
- ▶ アンケート結果が保護者の本音の表れであるか多角的に捉える必要があった。
- ▶ 子どもの権利の視点において利用児童の満足度の把握も必要。

⑨ 地区・小学校等との連携

- ▶ 新型コロナウイルスの対応等を含め各小学校と情報共有を行い連携を図ってきた。
- ▶ 円滑な事業運営を行うためには、小学校との十分な連携が必要。
- ▶ 新型コロナウイルスの感染状況をみながら地区と児童クラブとのパイプ役となる「見守る会」を開催し、地区行事へ参加するなど、児童クラブとしての役割を認識した上で、開かれた運営が求められる。

2.課題の解決に向けて

I 一括運営における個別課題の解決

一括運営の現状の調査・検証を通して把握した、個別の課題を解決するための対策を講じる。

① 市の役割

- 市は事業の実施者として、日々、法人の運営内容全般を注視し、一括運営の主体である法人の運営手法や内容について改善すべき点がある場合には、適切に助言及び指導を行う。
- 担当職員が児童クラブを巡回し、現場の支援員との意見交換を行うことを通して法人本部との調整役を担う。

② 法人本部の体制・機能

- 指揮命令や情報伝達システムを明確にするため、組織運営体制を整備する。その一環として事業本部長のポストを新設する。(4月1日) [実施済]
- 事業本部長及びエリアマネージャーその他事務職員の業務内容及び権限を明確にするため、業務分担表の見直しを行う。(4月15日確認) [実施済]
- 2人のエリアマネージャーの担当する児童クラブを明確にし、支援員等からの相談・意見等に対して適切かつ即時的に対応・指示する情報共有ルートを確認するとともに、児童クラブ現場に周知する。(5月16日確認) [実施済]
- 市は、法人が作成する運営体制図に基づき適切な人員配置及び業務分担がなされているか、また、指揮命令を含め本部が機能しているかの実地調査を行う。[調査時期：毎月]
- 支援員からの悩み等を受け付ける相談窓口を設置し、法人トップまで共有される仕組みの構築を指示する。[構築時期：令和4年10月頃]

③ 本部と支援員の意思疎通・情報共有

- 法人本部と現場の児童クラブ支援員との様々な隔たりを解消するため、主任支援員会議やフリーコーヒの開催、エリアマネージャーの日々の児童クラブ巡回時における支援員の意見等を集約・記録し、それに対する決定事項と支援員への指示伝達内容について記録する仕組みの構築を指示する。[構築時期：令和4年6月頃]
- 市は、それらが実践されているか法人本部に毎月赴き、情報共有及び確認を行うとともに、順次児童クラブへの確認を行う。

④ 支援員等の配置と処遇

- 富士市放課後児童クラブ運営基準を満たした人員配置が適切になされているかについて、市担当者が法人本部に毎月赴き、各児童クラブのシフトや勤務実績の確認を行う。
- 市は、支援員等で退職者が発生した、または発生することを把握した場合には、その理由についての報告を求める。
- 持続可能な運営を行うため、法人には支援員の若返りを図ることが求められているが、市は、ベテラン支援員の起用や活用等についての考え方について助言する。

⑤ 支援員等の業務内容と評価

- 市は、法人が作成する業務分担表に基づくそれぞれの業務について、細部にわたり現場支援員と共有するよう指示する。
- 支援員への人事評価について、実施手法や頻度、フィードバック、処遇への反映に係る仕組みの再構築を求め、支援員等と共有を図るよう指導する。
- 市は、法人が実施する支援員への人事評価の実施状況の報告を求める。[報告時期：令和5年1月頃]

⑥ 育成支援の平準化・質の向上

- 児童クラブにおける育成支援の質の向上を図るため、育成支援チームが各児童クラブを巡回しているが、その巡回実績報告や支援記録の提出を求める。市は、育成支援チームの支援内容が現場支援員に共有されているか、児童クラブの巡回を通して確認する。
- 法人としての「育成支援」の考え方やあり方について、支援員等に情報発信・共有するよう指導する。(5月16日に主任支援員と情報共有したことを確認) [実施済]
- 各児童クラブの育成支援計画は作成していたが、各クラブの基盤となるべき法人全体の育成支援計画を作成し、現場の全ての支援員と共有するよう指導する。(令和3年度中に法人としての育成支援計画を作成し、共有したことを5月16日に確認) [実施済]
- 既に整備している安全管理や事故対応、感染症対策、防災に関する危機管理マニュアルをはじめ、各種業務マニュアルについて、支援員等に周知を図るよう指導する。
- 市及び法人においては、各々年間の研修計画について相互に協議の上で立案し、それぞれの役割分担において計画的に実施する。

⑦ 一括運営の評価体制

- 富士市放課後児童クラブ運営評価委員会については、評価委員が現場の状況を正確に評価できる体制となるよう、本年度中の補正予算要求を視野に入れて検討する。[令和4年11月頃]
- 法人は自己評価を行っているが、評価の精度を高めるため、現場の意見を反映する評価手法の構築について指示する。[構築時期：令和4年10月頃]
- 市は、市が監査を行うに当たっての根拠や目的等を明確にするため、(仮称)富士市放課後児童健全育成事業の監査指針を作成し、法人等に対する監査を実施する。[作成時期：令和4年8月頃]
- 市は、前年度分の実績報告による監査に加え、当年度の運営状況についても、毎月、モニタリング調査を実施する。その際、必要書類等の有無だけでなく、実効性が伴っているか必要に応じて現場に赴き、法人本部及び現場支援員に聞き取りを行う。[開始時期：令和4年9月頃]
- 運営の透明性を確保するため、ウェブサイト等の活用により、法人の基本理念や事業内容、収支決算や当該評価委員会の受審結果を公表するよう指導する。[公表時期：令和4年6月]
- より開かれた運営に向けて県が実施主体となって実施している福祉サービス第三者評価について、受審するよう法人に促す。

⑧ 児童及び保護者の満足度の把握

- 市は、児童クラブの利用に関する満足度を把握し、よりよい児童クラブ運営に向けた施策立案の参考とするため、保護者向け、支援員向けのアンケート調査をすべての児童クラブに対して実施する。[実施時期：令和4年7月頃]
- 子どもの権利の視点において、利用児童に対してもアンケート調査を実施する。[実施時期：令和4年7月頃]

⑨ 地区・小学校等との連携

- 富士市放課後児童クラブ運営基準に基づき、利用児童の生活の連続性を保障するため、情報交換や情報共有によって学校との連携を定期的に行うよう指示する。[実施済]
- また、児童クラブに通う利用児童の生活について地域の協力を得るため、見守りの会のほか利用児童に関わる関係機関等と相互交流を図るよう指示する。

II 目指す育成支援の提示と共有

子どもの権利条例の施行を踏まえ、児童クラブの役割や本市が目指す育成支援を提示し、児童クラブの運営主体及び支援員、市民等と共有する。

III 一括運営の実施体制の検討を開始

- 基本方針に基づく債務負担行為による法人との現契約(R2～R6)については、Iの対策を講じながら継続し、円滑な児童クラブ運営に努める
- 令和7年度からの次の5年間における一括運営の実施体制については、業務実態等を検証しながら本年度から検討を開始する
 - ・ R2年度から開始した一括運営の検証
 - ・ 市が実施するアンケート結果の考慮
 - ・ 市内全ての児童クラブを1法人に業務委託するのか
 - ・ 富士市子ども・子育て会議等における審議
 - ・ 市議会への説明
- 令和7年度からの次の5年間における一括運営に係る実施体制の決定(令和5年度末まで)
- 次期債務負担行為の設定(R6年9月定例会に上程)
- 公募型プロポーザルによる業者選定(R6年11月)